

## 第三者評価結果詳細

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

##### (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者  
評価結果

- ① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

##### 【コメント】

「令和2年度横浜市三春学園児童援助計画」に施設の基本理念及び援助方針を掲載し、5月の職員会議で全職員に周知している。基本理念に「子ども一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように援助するとともに、退園後に社会に適応し、自立生活していくことができる力を持たせていきます。また、家庭再統合に向けた最大限の支援を行います」と明記している。理念の意味を込めて「生活のしおり」を作成し、「子どもたちが知識や経験を通して自分で考え、行動し、その結果に責任をもっていけるように応援すること」を明記し子どもに説明している。

#### 2 経営状況の把握

##### (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者  
評価結果

- ① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

##### 【コメント】

施設経営を取り巻く環境と経営課題については、横浜市子ども青少年局作成の「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」に明記している。平成29年(2017年)公表の社会保障審議会児童部会の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、横浜市の児童人口の推移や社会的養護の環境整備の状況に応じて取り組むべき課題が明示されている。横浜市の方針を受けて、被虐待児の入所が増えている現状を踏まえ、施設としての年度ごとの児童援助計画を策定している。

- ② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

##### 【コメント】

横浜市子ども青少年局の「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針(令和2年度～令和11年度)」を受けて「令和2年度横浜市三春学園児童援助計画」を作成している。援助計画に施設の重点課題を明記している。重点課題に、子どもの命と健康を守るため新型コロナウイルスの感染を防止し、子どもの権利を守り、職員が必要な知識を学び安心して働ける環境整備を図ることを明示し、その実現に向けた11項目の重点ポイントを定めている。しかし課題ごとの実践の成果に関する組織的評価と状況把握の取り組みについては工夫の余地がある。

#### 3 事業計画の策定

##### (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者  
評価結果

- ① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

##### 【コメント】

横浜市子ども青少年局作成の「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針(令和2年度～令和11年度)」が策定され、横浜市の今後10年間を見据えた社会的養育推進の基本的な方針を明確にしている。平成29年8月に公表された社会保障審議会児童部会の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、施設養育、家庭養育目標の横浜市が取り組む養育推進の方向性を明記している。中・長期計画に、里親等委託の推進、施設の小規模化の推進、施設の高機能化及び多機能化等の推進などの課題を明示している。

- ② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

##### 【コメント】

横浜市の社会的養育推進の中・長期計画を受けて、単年度の施設の児童援助計画を作成している。児童援助計画に当該年度の重点課題を明記し、その実践に向けた「三春学園支援重点ポイントを明示している。令和2年(2020年)度の重点ポイントに、CBCL(Child Behavior Check List)の活用を含めたアセスメントの実施、退所者を含むケースカンファレンスの実施、特に支援の困難な高年齢児童の受け入れ、小規模グループケアの安定した運営等11項目を設定している。重点ポイントの項目ごとに数値目標を設定する等、実施計画としてまとめた資料の整備については工夫の余地がある。

##### (2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>【コメント】</p> <p>児童援助計画の実現に向けて、援助検討部会、給食部会、性教育部会、児童自治部会が設置され、毎月定例会議で進捗状況を確認している。また、毎月開催の職員会議で職員間の情報共有を図っている。部会ごとに年間活動計画を策定している。令和2年度の児童自治部会の活動計画には、学園内行事の取組や児童の意見表明の場の設定について明記している。各部会の年間計画や活動実績の具体的成果、達成度について記述した資料の整備、数値管理を含めた事業計画の整備については工夫の余地がある。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、日中・夜間を通して各ブロックに常駐し、日々の支援の中で子どもの権利や子どもの適正・能力に応じた社会常識が身につくように指導している。親を集めて説明会を開催するのは現実的ではない施設の状況があり個々に子どもや保護者に事業計画の内容を説明するように努めているが、事業計画を分かりやすく説明した資料を作成するなどの対策や子ども・家族への周知については十分とは言えず工夫の余地がある。</p>		
<b>4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</b>		
<b>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>毎年、全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」による職員全員による自己評価を実施している。チェックリストによる自己評価は91項目に及び、実施結果を職員会議で取り上げ職員の人権擁護意識の強化と共有を図っている。令和2年2月実施の結果では、子どもの権利ノートの説明による子どもの権利意識の育成の必要性等の課題が指摘されている。人権チェックリストの活用に加え、施設運営全般に関わる施設としての自己評価の実施が求められるが、対策については工夫の余地がある。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>【コメント】</p> <p>人権擁護に関する職員の自己評価の結果を分析し、自己評価の高い項目と課題項目についてまとめた資料を職員会議で配布し、課題の対策を検討し職員に周知している。課題の指摘を受けてブロックごとに対策を話し合い、チーフ会議でブロックごとの対策の整合性を検討し、職員会議に報告し職員間の情報共有を図っている。しかし評価結果にもとづく改善の取組を計画的に推進している状況とは言えず、改善の実施状況の組織的対応については工夫の余地がある。</p>		
<b>II 施設の運営管理</b>		
<b>1 施設長の責任とリーダーシップ</b>		
<b>(1) 施設長の責任が明確にされている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>災害時や事故発生時の緊急時の対応及び防犯・危険予知に関する対応については、「安全管理指針」を作成し報道対応も含め園長が責任者であり、情報の一本化を図ることを明記し職員に周知している。また、「苦情解決の流れ」に園長が責任者として明示されている。園長自らの役割と責任を明示し職員一人ひとりの業務分担や担当職員の権限と責任を明確にし、文書化して職員に周知する取り組みについては工夫の余地がある。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>園長が横浜市の職員向け管理職研修に毎年参加し、コンプライアンスに関する研修を受講し個人情報保護や人権擁護について職員に説明し周知している。また、月に2回実施しているブロックの代表者会議でコンプライアンスについて詳しい内容を伝え、チーフがそれを持ち帰り研修資料を各個人に配布しブロック会議で周知を図っている。またパソコンでも職員は研修の内容を見ることが出来る。</p>		
<b>(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</b>		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員は、子どもの支援内容を共有し自立支援計画を策定している。半期ごとにモニタリングを実施し自立支援計画の成果を評価している。また、年齢が高く困難を多</p>		

くかかえている子どもを多く受け入れている状況があり、スマホの適切な使用方法、学校やバイト先の間関係に関するストレスの問題、性教育等の対応が大きな課題となっている。それらを援助部会や性教育部会で各種マニュアルを作成している。子どもに対する養育・支援の質の向上に向けて継続的に評価し一層の質の向上につなげる取組については工夫の余地がある。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

責任職(係長等)が年に2回、定期的に職員に個別面談を実施し、「目標共有シート」を用いて職員の希望等を把握している。4月には1年の目標を立て、12月に目標の達成状況を確認し本人の意向も確認し、これらを基に適材適所の人員配置を行っている。また、各ブロックの運営について実効性を高める取組を推進している。それまで高校生～小学生と一緒に生活していたが、新たに今年度から女性だけのブロックを構成し実施している。職員一人ひとりの声を施設運営に反映し、職員全体で効果的な事業運営を目指す取組を推進している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
-----------------------------------	-------------

①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
---	---	---

【コメント】

会計年度職員(非常勤)は、園での採用となり、欠員が出た場合は募集しているが人材難で応募は多くなく欠員補充は困難である。会計年度職員(非常勤)の勤務内容は宿直での勤務になるため研修に参加できない状況があり、より丁寧な職員育成教育やOJTをはじめ、きめ細かな支援体制の整備が必要である。福祉人材の確保と育成方針の策定、及び施設の特長に応じた専門職員の配置など人材確保計画と育成に関する施設としての具体策が求められる。

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】

横浜市の人材育成ビジョンに「期待する職員像」を掲げ、また、「人事考課の実施要領」に人事評価基準を明示しホームページに開示している。児童養護施設三春学園は横浜市直営の施設であり、横浜市の総合的な人事管理のもとで施設運営を実施している。年2回園長が職員全員と個別面談を行っている。4月には1年の目標を立て、12月に目標の達成状況を確認し本人の意向を確認している。人事管理の一環としての職員育成計画については策定されていない。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
------------------------	--

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

職員の有給休暇やその他の休暇、残業等は責任職が把握しており、職員の希望を聞き、各ブロックチーフ、責任職で調整している。メンタルヘルスについては、横浜市が年1回チェック項目によるストレスチェックを全職員が実施し、必要に応じ産業医が面接し相談に応じている。夜勤があり厳しい職務環境にある。ブロック間のサービス改善に向けた連携の仕組みづくりや、ワークライフバランスに配慮した働きやすい環境整備に向けた取り組みについては工夫の余地がある。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
----------------------------	--

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

目標共有シートを作成し、責任職と職員で目標を共有し、組織目標と個々の職員のスキルアップ目標を設定している。年度当初の5月に目標を設定し、年末の12月に振り返りのための責任職面談を実施している。新任職員に対してはトレーナー制度があり、指導する担当職員(先輩職員)を決め、育成の評価を随時評価し2年間継続している。新任職員の場合は、目標共有シートに1年間で習得する業務内容を記載し達成状況を評価するようになっている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
---	--	---

【コメント】

横浜市子ども青少年局全体での年度ごとの研修計画は作成されている。全国児童養護施設協議会(全養協)等が実施する外部の研修を受講している。1研修あたり2人程度の参加者を決め受講するようにしている。研修参加者は、職員会議で研修の成果を報告し全職員に周知している。今年度はコロナの影響で研修への参加は困難な状況であるが、研修内容を事前に職員に周知し職員の希望を取り入れ、園独自の研修計画の作成が求められる。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
---	-------------------------------	---

【コメント】

職員体制に余裕がない現状では積極的に研修に参加することが難しい。ブロック間での一時的な援助は難しく、経験があるフリー保育士または児童指導員が交代要員として入ることがある。研修は、職員個人で希望ができる研修と施設で経験年数を考慮し派遣する職員を決めている研修がある。現在、事務担当者となっている職員が、現場職員の経験があり、交代要員としての活用を検討しているが、研修参加が円滑にできるような体制整備の取り組みについては工夫の余地がある。

<b>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</b>		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>【コメント】</p> <p>実習生の受入れは、保育士のみで、年12名程度を6～7回に分け、1回あたり1～2名程度受け入れている。例年2週間の実習期間であるが今年は5日間で実施している。「横浜市福祉関連施設における社会福祉系学生の実習実施要項」に基づき、実習生の義務（個人情報保護、信用失墜の行為の禁止等）等を口頭と文書で伝えている。施設独自の実習生受け入れマニュアルの作成や実習プログラム、実施体制の整備の取り組みについては工夫の余地がある。</p>		
<b>3 運営の透明性の確保</b>		
<b>(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市直営の児童養護施設であり、横浜市子ども青少年局が公表している「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「事業概要」「横浜市の社会的養育推進の基本的な方針」等に基づいて施設を運営している。年に2回地域の小・中学校との定期連絡会で施設運営の方針について説明し、教員に施設を見学してもらうなど協力関係の維持に努めている。また、夏祭りや運動会など地域行事に積極的に参加し、地域への施設の理解を深めている。三者委員が毎月施設を訪問し、ブロックごとの子どもの生活状況を見て施設運営の状況を把握している。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>横浜市は、令和2年(2020年)度より内部統制制度を導入し監査基準に基づく財務監査を実施している。監査基準は、「事務の管理及び執行について、予算、法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するとともに市政への信頼を確保し、住民福祉の増進に資すること」を目的としている。施設の内部監査が実施され、経理情報に関する監査や個人情報、インターネットセキュリティ等に関する内部監査が実施されている。</p>		
<b>4 地域との交流、地域貢献</b>		
<b>(1) 地域との関係が適切に確保されている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>夏祭りや神輿祭り等の地域のイベントに積極的に参加し、また、県内の児童福祉施設文化体育行事の野球大会、卓球大会、マラソン大会、絵画・工作作品展示会等のイベントに積極的に参加し、子どもの地域交流の推進に努めている。学校や地域のログハウスの運営委員会に出席し、地域の関連機関との連携の強化に努めている。様々な団体や個人からスポーツ観戦、遊園地、お食事等の誘いを受けることがある。また、学校の友達に施設に遊びにくることがある。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「横浜市三春学園ボランティア活動規約」及び「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、利用者の個人情報やプライバシーの保護について周知している。個人指導の学習ボランティア、受験指導のボランティア、折り紙・ビーズなど小学生を対象にした遊びボランティア、体育・文化祭等指導ボランティア、和太鼓やピアノを教えてもらうボランティアなど多数のボランティアを受け入れている。</p>		
<b>(2) 関係機関との連携が確保されている。</b>		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設の児童が通っている小・中学校とは年2回定期的に連絡会を開催し、相互の情報共有と連携の強化を図り、児童相談所と年2回連絡会を開催し連携の強化に努めている。また、金沢区要保護児童対策地域協議会(要対協)に園長が参加し、地域の関係機関との情報共有を図り、子どもの虐待問題や被措置児童の対策等について話し合っている。また、民生委員や警察官を対象に施設見学会を開催し、施設への理解を深める取り組みを推進している。</p>		
<b>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</b>		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

【コメント】

児童相談所と連携し、児童養護施設に関する地域ニーズの把握に努めている。また、区の要対協に参加し地域の関係機関との情報交換を図り、児童の養育支援に関する地域ニーズの把握に努めている。施設を退所したこどものアフターケアのニーズに対応し、施設の窓口を設定し、退所後の進学や費用の相談、コロナ対策を含めた生活支援の相談等に応じている。里親支援に関する支援や親子関係の修復等に関する支援など、地域の福祉ニーズに対する課題の整理と対策の強化については工夫の余地がある。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

地域の小学校が主催する「ふれあい清掃活動」に参加し、民生委員や警察官の施設の見学会等を開催するなどの支援を行っている。また、災害時の福祉避難場所として指定を受けている。施設が保有する養育・支援に関する専門的な情報を地域に還元する取り組みについては工夫の余地がある。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者  
評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【コメント】

子どもが安心して生活できることを「生活のしおり」を用いて入所時に説明し、また、中学校や高等学校に進学する時にも同様に伝えている。援助検討部会を立ち上げ子どもの適切な養育について話し合い、また、精神的な不調や悩みを抱えている子どもは、内容によって児童相談所の心理司と連携して対応している。年2回子ども全員にブロックが異なる職員によって話を聞く機会を設け、様々な角度から子どもの思いを受け止めるように努めている。職員は子どもの思いを尊重し、信頼関係が築けるように努めている。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

b

【コメント】

職員は毎年定期的に、全養協の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて自己点検を行い、安心・安全に子どもが過ごせるように人権擁護意識の強化を図っている。子どもたちの人権を尊重し、自立した生活を支援できるように居住スペースの個室化を含め、プライバシー保護が出来る環境を整えている。また、子どもの職員への相談については個室の面接室で行い、本人が安心しいつでも相談できるようにしている。プライバシー保護に関する規定・マニュアルの整備、及び呼称や個室への入室時の配慮等プライバシー保護に関する共通認識の職員への周知対策については工夫の余地がある。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

【コメント】

養育・支援の開始・過程においては「生活のしおり」「生活支援マニュアル」を用いて、施設運営の方針や生活のルールを子どもに説明している。養育・支援の開始時には本人・保護者が来所し施設を見学している。施設内での生活や集団生活のルール等については、「生活のしおり」はすべての漢字にルビを振り、読みやすくしているが、図や絵等は少なく低年齢の子どもには難しい内容となっている。幼児から高校生までの子どもに対し、同じもので説明しており、年齢層毎にわかりやすいパンフレット等の整備については工夫の余地がある。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

b

【コメント】

養育・支援の開始時に児童相談所と協力し、施設における生活の状況やルールについて説明している。職員は、入所児童の多くが困難な課題を抱えており、それに配慮し、わかりやすく緊張しないよう表情やしぐさに注意し話しやすい雰囲気や心掛けをしている。入所に際しては、児童相談所が保護者の同意を得て入所施設を決定しているが、意思決定が困難な子どもにもより分かりやすいように、絵やイラスト、写真等を用いてわかりやすい説明書が求められる。子どもが不安を感じることなく安心して入所できるように配慮した説明書の整備等の対策については工夫の余地がある。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【コメント】

横浜市の唯一の公立の児童養護施設であり、高齢で課題を抱えた児童が入所してくる。また、集団生活ができずに退所したケースがあり就職等で施設を出た場合も含め、退所した子どもがいつでも相談できるようにアフターケア専門の職員配置を行っているが、元いたブロックでアフターフォローを行うことが多い。高校生活を終え就職した利用者の職場の人間関係や金銭関係の相談に応じることがあり、状況に応じて対応している。

<b>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 意見箱を玄関に設置し、子どもがいつでも職員や園長に相談できる環境を整えている。ブロックの違う職員が年2回定期的に子どもから話を聞き子どもの希望や要望を把握し、また、随時相談に応じ子どもの日頃の思いの把握に努めている。児童自治会があり、代表は中学生以上の年齢の子どもが担い、庭の池の鯉や亀の世話をするなど自主的に活動している。しかし子どもからは門限やスマホについての要望が出ており、施設のルールや子どもたちの安全を両立しながら対応することに苦慮している。子どもの参画のもとでの検討会議の設置等、子どもの自立意識の向上と日々の生活の満足感につながる取り組みについての対策については工夫の余地がある。		
<b>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<b>【コメント】</b> 横浜市が運営する社会福祉施設の苦情解決制度に準じている。施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付窓口及び第三者委員を設置している。市の苦情解決の仕組みとしては、施設以外に運営適正化委員会、福祉調整委員会、横浜市(区役所・局)等の苦情申し立てのルートがあり、また、直接第三者委員に苦情を申し立てることができる。当該施設の玄関やブロックごとの入り口に連絡先を掲示し、子どもに苦情受付の体制と仕組みを周知している。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<b>【コメント】</b> 面会室があり、子どもが気軽に相談できる環境を整えている。ブロックごとに昼夜職員が常駐しており、職員はいつでも話ができるように気を配っている。相談事は毎日実施のブロック会議で職員間の共有を図り対策を話し合っている。また、第三者委員が月1回施設を訪問し子どもに面会し、また、施設の各種行事に参加し子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。子どもが生活しているブロック以外の職員も年2回子どもとの面談の機会を設定し、子どもの思いや要望・苦情に適切に対応できていることを確認している。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<b>【コメント】</b> 生活のしおりに「自分の意見や思いをいつでも自由にいうことができる」ことを明記し、子どもに説明している。ブロックごとに職員が利用者に寄り添い、子どもからの相談ごとや不平・不満に迅速に対応するように心がけている。意見箱を設置し週に3回はチェックしている。相談対応マニュアルの作成や子どもの思いを職員全員で共有し組織的対応の強化と支援の迅速化を図る取り組みについては工夫の余地がある。		
<b>(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<b>【コメント】</b> 安全衛生委員会を年12回(外部医師を招いたものは年6回)開催し、ブロックごとの安全衛生に関する環境整備の状況を確認している。食物アレルギーの子どもの誤食事故に注意を払い、また、子どもの服薬については、から袋を回収し服薬事故がおきないように注意している。リスクマネジメント対応マニュアルの整備、及び事故・ヒヤリハット報告の仕組みの整備と緊急時の事故対応の迅速化を図る取り組みについては工夫の余地がある。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<b>【コメント】</b> 「感染症と疑われる場合の各ブロックの対応マニュアル」を作成している。定期的に感染症予防と蔓延防止に関する研修を実施し、例えばノロウイルス感染症が発生した場合のケースを想定し対応のシミュレーションを毎年実施し、職員に感染症予防の注意を喚起している。コロナ対策にも注力し、緊急時の関係機関への連絡やPCR検査対策を明確にしている。感染症予防と感染症が発生した場合の適切な対策が講じられている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<b>【コメント】</b> 毎月防災訓練を実施している。訓練は、地震、火災、津波を想定し避難訓練等を行っている。施設は横浜市直営の施設であり、災害発生時の横浜市防災計画、業務継続計画、動員計画等の規定に基づいている。震度5以上の地震災害では全職員が駆けつけることになっている。災害時を想定し3日分の食料、飲料等の備蓄を行っている。また、年2回所定のチェック項目による施設の安全点検を実施している。災害発生時の子ども・職員の安否確認や緊急連絡先、確認の方法について整備し、全ての子どもと職員に周知する取り組みの徹底については工夫の余地がある。		
<b>2 養育・支援の質の確保</b>		

<b>(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<b>【コメント】</b> 「生活のしおり」「子どもの生活援助マニュアル」「高校生徒等の生活について(指針)」等のマニュアルを整備し、子どもたちが健康で安全に施設生活を送れるように標準的な支援について明記し職員に周知している。また、アセスメントによる利用者ニーズの把握及び自立支援計画の書き方をマニュアルに明示し職員に周知している。標準の実施方法について職員研修等によるサービスレベルの維持・強化の取り組みについては工夫の余地がある。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<b>【コメント】</b> 生活援助マニュアルは3年ごとに見直しを行い、前回は平成30年9月13日に改定したことがマニュアルに明記されている。日々の子どもの意見等を反映した自立支援計画の策定に努めているが、自立支援計画の目標を子どもと職員が共有している状況については十分とは言えない。見直しに関する職員や子ども等からの意見や提案が反映される仕組みの整備、及び自立支援計画の内容を子どもと共有する取り組みについては工夫の余地がある。		
<b>(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</b>		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<b>【コメント】</b> 自立支援計画の見直しに合わせてアセスメントを実施している。ブロックごとにアセスメントを実施し、ブロック会議、職員会議で職員間の情報共有を図っている。自立支援計画に、本人の意向を明記し、児童相談所との協議の内容、家庭復帰の目的や支援方針等を記述している。また、年1回専門職を含めてカンファレンスを実施し課題を整理し、自立支援計画の見直しに反映している。		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<b>【コメント】</b> 自立支援計画は毎年1～3月に見直しを行っている。自立支援計画の目標に沿って半年ごとにモニタリングを実施し、自立支援計画に沿った支援の実践の状況を評価し、支援内容と支援上の課題を明確にしている。アセスメントやモニタリングの結果、及び日々の利用者支援の日々の記録を検討し半年ごとに自立支援計画の見直しを実施している。子どもの状況の変化が大きいと思われる時は、随時モニタリングを実施し自立支援計画を見直ししている。		
<b>(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。</b>		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<b>【コメント】</b> 自立支援計画に沿った日々の支援を日誌に記録し、PCに入力し職員間の情報共有を図っている。また、日々の記録をもとに月ごとにまとめて支援状況を振り返り、自立支援計画の目標に沿った支援が実践されていることを確認している。また、ブロック会議、職員会議で子どもの支援の状況を振り返り、職員間の情報共有を図っている。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<b>【コメント】</b> 横浜市の文書管理規定に則り、園長が文書管理の責任者となり、こどもの養育に関する文書・個人情報等の管理を行っている。PC上のデータは、ブロックごとにファイルパスワードで管理し、USBは使えない仕様でデータ漏洩の防止を図っている。また、PCの設置は横浜市が一括管理を行い、不要になったPCは横浜市が破壊処分を行っている。		
<b>内容評価基準（25項目）</b>		
<b>A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援</b>		
<b>(1) 子どもの権利擁護</b>		<b>第三者 評価結果</b>
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<b>【コメント】</b> 子どもの権利を守るための対策として生活マニュアルを整備し、職員の子どもへの権利侵害を未然に防ぐための職員の生活援助の方法をわかりやすく解説している。全養協の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて毎年職員の自己チェックを行い、不適切な対応がないかを振り返り注意を喚起している。チェックリストは、91項目からなり職員の子どもへの虐待やプライバシーの侵害、子どもの意見や要望への不適切な対応など人権擁護に関わる詳細なチェック内		

容である。自己評価の結果を職員会議でとりあげ、課題を分析し職員間の人権意識の共有を図っている。職員はブロック会議で支援の状況に応じた課題対策について検討し、人権侵害の防止に向けた意識の強化を図っている。また、年2回ブロック以外の職員が子どものヒアリングを行い、権利侵害などが起きていないか等を確認している。

## (2) 権利について理解を促す取組

① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

b

### 【コメント】

子ども同士のトラブルがあると、職員はわかりやすく丁寧に聞き取り、子どもの行動について振り返りを促し、気づきを引き出すようにしている。学園として子どもの性的権利を守るために、学園内で子どもの権利を守るための取り組みを進め生活援助マニュアルを整備している。子どもたちの課題も様々であり、生活援助マニュアルを原則としながら個別の対策も行っている。

「子どもの権利ノート」は、入所前に児童相談所が本人に説明し本人に配布しているが、入所後に権利ノートの存在すら忘れていた子どもが、たまたま数年ぶりに読み、その内容に興味を持つようになった事例がある。「子どもの権利ノート」の活用を含めて子どもの権利についての理解の強化を図る取り組みが求められる。

## (3) 生い立ちを振り返る取組

① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

a

### 【コメント】

「家に帰りたい」と希望する子どもに対し、幼いころの虐待の事実等があった場合は児童相談所の心理司と協力し、過去の経緯を振り返り、丁寧に説明し帰宅の可能性等について本人に伝えている。行事等の写真は本人に渡している。小学生から入所している児童はアルバム等作成し過去を振り返ることができるようにしている。入所していることを知られたくない子どももいるため、写真等の扱いについては慎重に対応している。

## (4) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

### 【コメント】

職員等の不適切なかかわりがあった場合は、子ども自身が「子どもの権利ノート」についてのはがきを利用し、直接横浜市の担当窓口で相談が出来るようになってきている。また、児童相談所の職員とは定期的に子どもとの面接を行い話しやすい関係にあり、嫌なこと、怒られたこと等の報告があれば児童相談所から事実の確認がある。また、年2回子どもたちからのヒアリングを実施している。ヒアリングは子どもが生活しているブロックではなく、他のブロックの職員が一人30分程度の面接を行い、不適切な対応がなかったか、嫌なことがないか等について確認している。他に毎月1回第三者委員の方が来所し、食事を一緒にとり相談を受けている。また、性教育の中でプライベートゾーンについて教え、その部分は他の人に触らせないことや、もし触られた場合は、「嫌だ」とはっきり言うことやすぐに職員に伝えるよう具体的に話しをすることで身を守るすべを教えている。

## (5) 子どもの意向や主体性への配慮

① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。

a

### 【コメント】

余暇の過ごし方として、習い事としてのダンス、将棋、ピアノ(個人教室)等があり、その子にとって成長の糧となると判断した場合に参加してもらっている。またステップアップ事業として、日本拳法に2名が参加している。太鼓をボランティアに教えてもらい地域の演奏会に参加している。また、施設同士の交流の野球大会があり、入所児童がチームを組み参加している。それとは別にOBが地域の野球大会に入所児童と一緒にチームを組み出場することも行っている。また、金銭感覚を養うために、子ども達は全員が小遣い帳を付けている。高校生については、自立に向けNPOの支援団体と連携し、助成金等の案内等を受けることや、自立に必要な資金の不足分をアルバイトで補充するための対策などの相談に応じている。それらの情報をもとに子ども一人ひとりの自立支援計画を策定し自立を目指している。

## (6) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

### 【コメント】

職員は、入所が決まる前に児童相談所を訪ね相談所の職員と共に本人と話をし本人の状況を確認している。「生活のしおり」を用いてわかりやすく施設での集団生活や生活のルールについて説明し、子どもが安心して入所できることを伝えている。その後児童相談所の職員と本人、家族(場合による)が施設を見学し、本人が納得の上で入所している。施設側と児童相談所の連携の様子を見ることで本人自身にとっても入所時の不安の軽減につながっている。また、施設を退所する際のアフターケアについてはNPOの支援団体の「ブリッジフォースマイル」と連携し、退所後の支援の強化を図っている。大学に進学した者については、施設のアフターケア担当職員が学費の納入状況等を定期的に確認し、無事に卒業が出来るよう支援している。

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

### 【コメント】

リービングケアではまず本人の希望を尊重し進路を決めている。大学進学希望や専門学校、就職する児童もいる。就職する児童はアパートや会社の寮等で生活を行っている。自立するには、日常生活面をはじめ、アパートの契約等の資金や当座の生活費等の諸経費が必要になり、アルバイト等でその資金を貯めることになる。当

然、求職活動や金銭管理が大切になるため、子どもは、職員の支援を受けながらも出来る限り独力で行動し独り立ちの準備を始めている。日常生活の面では、中学生以上は生活訓練の一環として洗濯は自分で行うようにしている。卒業後の就労先については、高等学校側で支援をしている。大学等に進学した場合も、ブロックごとのアフターケアの担当職員が窓口となり支援している。

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもと職員は常時生活を共にしている。職員は子どもの生活や支援の状況日々の状況を日誌に記録し職員間の情報共有を図っている。職員は、子どもに接する時は、子どもの表情の変化に注意し、普段と違うと感じた場合は優しく声をかけ子どもの話に耳を傾けるようにしている。学校と連携し年度当初と終わりに職員が学校に出向き情報交換を行い、必要に応じてカンファレンスを実施し、学校での困りごとや課題がないか等を確認している。学校の教員が施設見学に訪れることもあり、顔の見える関係作りに努めている。</p>		
②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「生活のしおり」に、子どもが健康で安全に暮らせるように学園内のルールやこれからの生活について具体的に記述し、また、施設を利用する上での共通の目的や集団生活、社会生活を送る上での基本的な心構えを明記している。子ども同士の関係性の大切なことを示し、職員は日常生活の営みを通して子どもの基本的欲求の充足や安心・安全への子どもの思いの把握に努めている。職員は昼夜を問わずブロックに常駐し、子どもの小さな変化にも注意を払い、ふだんの日課や外出、門限等生活全般について支援している。年齢構成等に違いがあるため、外出や門限等ブロックごとに決めることが出来るようにしている。何回か時間をつくり、職員と子ども1対1、1対2での外出を大切に信頼関係の構築に努めている。</p>		
③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>【コメント】</p> <p>中学生が集団で夜更かしをしていた際など、職員が当事者に面接をして状況を把握し、つまずきや失敗の体験をその後の生活に活かすように本人に問いかけし、自分で考えるよう促したことがある。職員は子どもの状況の変化に迅速に対応するように心がけている。朝・夕の忙しい時間帯での対応は、話を聞いて欲しい子の相手が十分にできない場合がある。その際は後で時間をとる旨は説明した上で別途時間をとっている。忘れ物がないように配慮することや子ども同士のトラブルの対応等で職員の手が足りず、十分な対応が出来ない事がある。また、高校生がアルバイト探しで失敗するケースもあるが、職員は日常生活の状況の中で、子ども一人ひとりが自主的に自分の生活の維持に向けて力を発揮できるように見守っている。</p>		
④	A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>【コメント】</p> <p>入所児童は小学生8名、中学生25名、高校生17名と高齢児童が多く、学年や年齢に応じた学びや遊びの設備についてのニーズをどこまで応えることができるかが課題になっている。パソコン、スマホ、ゲーム機の利用の要望が強くなり、Wi-Fiを導入し、利用時間を決め楽しむことが出来るようになってきている。学びについては、帰園後学習時間があり、学習ボランティアによる学習支援もある。今年はコロナの影響で中止状態である。高校生の中にはオンライン授業を受講できるよう対応しているケースがある。また高校進学のために学習塾に通うことも出来る。スマホの所持や外出時間の制限、小遣いの額など子どもの要望通りにいかない状況がある。子どものニーズに応えられない場合は、子どもが納得できる説明が求められる。子どもの年齢や発達状況に応じた自立支援への配慮と適切な対策については工夫の余地がある。</p>		
⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>中学生以上の子どもは、入浴時に洗濯をすることになっている。基本的な生活習慣について「就寝時間を守る」「食事はきちんと食べ、栄養をとる」等職員がその場で注意し、ルール違反が改善されない場合は本人自らが考えられるように紙等を使用、自身の反省と対応を書いてもらう場合がある。金銭管理が身につかず、スマホの料金が払えなくなり、その結果スマホが使えなくなることもある。部屋の片づけがうまくできない子どももいて、職員と一緒に片づけ、整理が出来るよう支援しているが、なかなか改善が難しい場合もあり苦慮している。高齢児の対応が難しい子どもも多く、信頼関係を損なわないように配慮しているが、効果が出にくい状況がある。地域社会への積極的参加を図るなど社会性を習得する機会の設定については工夫の余地がある。</p>		
(2) 食生活		
①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>小舎制、中舎制のブロックごとに一つの家族としての食事風景といえる。ブロックごとにリクエストメニューを聞きそれを提供する場面がある。食堂はリビング兼用で広く明るい。厨房から温かいものは温かく、冷たい食べ物も冷たくして迅速に提供されている。給食部会を立ち上げ、給食に関する年間活動計画を策定している。令和2年度の重点取り組みに食事アンケート、おやつアンケートを実施し、リクエストメニューを実施するなど子どもが食事に関心を持つよう取り組んでいる。ま</p>		

た、アレルギー等の子どもの状況に配慮している。季節のメニューを取り入れお楽しみ会を開くなど、食事時間が楽しみに感じられるように支援することを掲げている。小学生に対しては厨房見学を予定し、食事を大切にすることを芽生える取り組みを推進している。

<b>(3) 衣生活</b>		
①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>中学生、高校生は衣類の洗濯は自分でい、クリーニングや衣類の購入を含めてそれぞれが自身で責任を持つようにしている。小学生はブロックごとに職員が洗濯などを手伝い、季節ごとの衣類の購入なども同伴して揃えるようにしている。職員は季節の変わり目などに子どもが適切に衣類を選択し服装に違和感がないように配慮し見守っている。</p>		
<b>(4) 住生活</b>		
①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p>【コメント】</p> <p>中学生以上は全員個室を予定し、今年度中に残りの6室の環境整備が終了する予定である。小・中学生の一部は10畳の部屋を相部屋で使用している場合がある。居室の清掃は子どもの責任である。リビング等の共用空間は、子どもと職員が協力して清掃している。リビングに子どもの掃除当番表が掲示されている。大掃除は年2回、夏と冬に実施している。職員は子どものプライバシーの保護に注意を払い、居室に入る時の声掛けやノックに注意している。夜間を含め職員が常時ブロックごとに配置され、子どもがいつでも職員に相談できる環境が整備されている。</p>		
<b>(5) 健康と安全</b>		
①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>年2回、子どもは必ず健康診断を受診している。そのうち1回は学校での健康診断を想定している。施設に看護師2名を配置し、ブロックごとに担当職員と連携し子どもの健康状態を把握している。医療機関と連携し知的障害・発達障害の子どもへの適切な対応に努めている。特に食物アレルギーと精神疾患の子どもを受診については丁寧に対応している。服薬管理と服薬ルールマニュアルを作成し、服薬の必要な子どもに対する薬の複数職員のチェック、声出し確認、空袋のチェック等を行い誤与薬防止に努めている。また、感染症に関する対応マニュアルを整備し、特に感染症の予防に注意を払い、コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の予防に努めている。三春学園は横浜市の直営施設であり、コロナウイルス対策等に関する横浜市が指導する各種感染症対策の取り組みを行っている。</p>		
<b>(6) 性に関する教育</b>		
①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>【コメント】</p> <p>性教育部会を立ち上げ年度ごとの活動計画を策定し、子どもの年齢や発達状況に応じた性教育を行っている。子ども一人ひとりの発達状況や学年に配慮した個別指導を行い、また、職員向けの性教育に関する研修を実施している。子どもの性的権利を守るためにと題した「子どもの生活援助マニュアル」を整備している。性教育については考え方の見直しや新しい情報の出入りが頻繁である状況を踏まえ、児童相談所の保健師と情報共有を図り、随時見直しをしている。性教育部会とブロックごとの情報共有を緊密に行い、子どもが性についての正しい知識を持つように指導している。</p>		
<b>(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>		
①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>「生活のしおり」「三春学園高校生等の生活について」を作成し、子どもの年齢や学年に応じた生活のルール等を明示し子どもに周知している。援助検討部会を立ち上げ子どもの事故防止・再発防止の対策、外出や携帯電話の所持に関する指針等の見直しなどを行っている。子どもの行動上の問題については、児童相談所と連携しケースごとに対策を講じている。子どもの暴力等の原因を明確にし、必要に応じて児童相談所の一時保護の機能を利用しそこでの振り返り等を行っている。</p>		
②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設内で子どもが安心して生活できるように、ブロックごとに昼夜を問わず職員が常駐し子どもの生活状況を見守り、また、学校とも連携を図り子どものいじめ等について情報を共有し子どもの状況把握に努めている。子どもは集会室を使って友達と遊び、庭で子どもたちが集まりバスケットボールを楽しんでいる。高校生以上はすべて個室を利用できるように努力している。個室利用のルールを作成しWi-Fiやタブレット利用で子どもが安心して利用できるようにしている。子どもの自治会があり、選挙や話し合いで役員を決めている。自治会が中心となり子どもたちが協力し庭の池の亀や鯉、エビの世話をしている。職員は、子どもに「思いやりの心」をいつも大切にするように伝えている。</p>		

<b>(8) 心理的ケア</b>		
①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>心理士2名を配置している。心理的ケアを必要とする子どもは10名程度である。週に4回心理士によるカウンセリングを実施している。また、決められた時間以外にも子どもが自発的に心理士と連絡をとり随時カウンセリングを行うケースもある。個々の子どもの心理支援プログラムを作成し、自立支援計画に心理面の課題を明記しその目標に沿った支援を行っている。ブロックごとに自立支援計画の実践の状況を評価し、自立支援計画の見直しに反映している。</p>		
<b>(9) 学習・進学支援、進路支援等</b>		
①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「令和2年度三春学園支援重点ポイント」に、子どもの年齢や特性に即した学習機会を提供することを掲げている。学習ボランティア、学習塾の利用、数検・漢検の活用、インターネット教材を活用し、自立を見据えた多様な高校選択を保障することを明記している。ブロックごとに職員推薦により個人指導の中学生を対象にした学習ボランティアを活用し、また、受験等を控えた必要な子の公費による塾通いを推進している。</p>		
②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>児童養護施設を出て自立を図る子どものアフターケア支援のための外部機関のNPO法人と連携し、子どもの進路の自己決定とアフターケアを推進している。高校を卒業し自立して社会生活ができることを目指し、進路決定や就労体験等を支援している。進路の選択に当たっては親、学校、児童相談所等と連携し自立支援計画に沿って支援している。進路決定後に金銭面で問題等が発生することがあり、アフターケア窓口を設定し相談に応じている。進路決定後のフォローアップや予定通りに進まないケースの支援体制については工夫の余地がある。</p>		
③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>職場実習や職場体験については、子どもが通う学校が実施する職場体験学習を活用し社会経験を積むことが多い。高校生になると多くの子どもがアルバイトをしている。「アルバイトに関する指針」を作成し、アルバイトが可能となるためのルールを定めている。施設の生活目標や学校の成績に大きな問題がないこと、アルバイトをする目的や必要性などが条件となっている。アルバイトで稼いだ賃金は本人が生活しているブロックの職員・チーフと相談して有効に使うようにしている。職場実習を高めるための協力企業との連携や体験先の開拓等の対策は十分に成果につながっていない状況があり工夫の余地がある。</p>		
<b>(10) 施設と家族との信頼関係づくり</b>		
①	A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>ブロックごとに子どもの状況に配慮し家族との関係修復を図っている。また、常勤の家庭支援専門相談員1名を配置し、ブロックごとに職員と連携し家庭との信頼関係の構築に向けた活動に取り組んでいる。また、児童相談所と連携しカンファレンスを実施し、子どもの権利を尊重し子どもの成長を共に考えることを伝え家族との信頼関係の構築に努めている。</p>		
<b>(11) 親子関係の再構築支援</b>		
①	A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>家庭支援専門相談員を配置し、また、アフターケア担当職員を配置し家族の相談に随時応じる体制を整備している。当施設は横浜市直営の児童養護施設として比較的年齢の高い児童を多く受け入れており児童相談所、区福祉保健センター、学校等の関係機関と連携し親子関係の構築に努めているが、里親支援につながるケースは少ない状況である。横浜市社会的養育基本方針には10年以内に学童期以降の里親比率50%計画が示されているが、親子関係の再構築に向けた対策については工夫の余地がある。</p>		